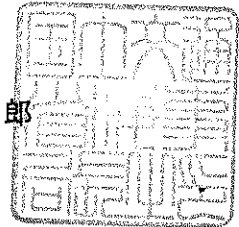




国海査第410号の2  
平成28年12月26日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
会長 木下 和彦 殿

国土交通省 海事局長  
羽尾 一郎



型式承認試験基準の廃止及び制定について

標記について、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定しましたので、ご連絡いたします。

記

1. 平成20年6月10日付け国海査第92号による「航海用レーダー、電子プロットティング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置の型式承認試験基準」（以下、「旧基準」という。）を廃止します。
2. 「航海用レーダー、電子プロットティング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置の型式承認試験基準」（以下、「新基準」という。）を別紙のとおり制定します。
3. 新基準は、平成28年12月26日から適用します。
4. なお、製造事業者の移行のための準備期間を考慮し、既に旧基準により型式承認を取得している物件については、平成30年12月25日までの間は改正前の型式承認試験基準に基づく検定を行うこととします。
5. また、施行日前に型式承認又は型式の変更の承認の申請が行われた物件については、旧基準に従い型式承認試験又は型式変更承認試験を行うことができることとします。

